

1. 目的

この選択約款は、給湯分野における安定的な需要の確保と空調分野（冷房・暖房）における機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的な利用又はその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (2) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「給湯暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有し給湯及び暖房を行う機能を有する熱源機をいいます。
- (4) 「ガス空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、冷房及び暖房を行う機能を有する空調用熱源機をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%とします。
- (7) 「単位料金」とは、8.に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

使用者は、給湯に給湯機器又は給湯暖房機器を、併せてガス暖房機器又はガス空調機器を次のいずれかの条件で使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日ま

でといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は当社簡易ガス供給約款（以下「約款」といいます。）に定める料金へ変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しない場合があります。ただし建物の改築のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスマーティーの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降当該月内に解約を行った場合は、当該月の検針日及び解約を行った日におけるガスマーティーの読みにより算定いたします。

7. 料金

当社は、料金の支払いが、支払い義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早取料金」といいます。）に行われる場合には、早取料金（6. の規定により通知した使用量に基づき、別表2の料金表を適用して算定したもの）をいい、消費税等相当額を含む金額をいいます。以下同じ。）を早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割増したもの（以下「遅取料金」とい、消費税等相当額を含む金額をいう。）を料金として支払っていただきます。なお、早取期間の終了日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1 (3) のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.215 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

② 平均原料価格が基準原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.215 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

84,000円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(3)に定められた各3ヵ月間における貿易統計の数量及び価額から算出したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。なお、平均原料価格は、弊社の本社及び営業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 機器設置状況等の確認

(1) 当社は、機器設置状況が4.に適合しているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、施設および住宅等への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、弊社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降供給約款を適用いたします。

(2) 使用者は、機器設置状況が4.に適合しないこととなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡することとします。

10. その他

この選択約款に定めのない事項については、小売供給約款を適用いたします。

附則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。